

よくある不備内容

不備がある場合、書類の再提出が必要となるなど、審査や支給決定までに非常に時間が掛かります。申請書類や申請内容に間違いがないよう、ご協力をお願いいたします。

1. 支給対象労働者一覧

①様式の誤り

指定の様式以外で提出されている。

⇒ホームページ上に掲載しているエクセル様式以外での申請はできません。

必ず決められた様式での提出をお願いします。

②記載内容の誤り

・契約上の所定労働時間や賃金額ではなく、賃金台帳の実績が入力されている。

・記載されている労働時間や賃金額等が、ほかの提出書類と一致しない。

⇒審査では、労働条件通知書（雇用契約書）と対象労働者一覧を比較し、契約上の所定労働時間や賃金額が一致しているか確認いたします。

③対象労働者数の相違

・記載する対象労働者数が、申請フォームに入力の対象労働者数と一致していない。

⇒提出前に数が一致しているか御確認ください。

2. 労働条件通知書（雇用契約書）

①書類の添付漏れ・不備

・該当者全員分の雇用契約書（労働条件通知書）が揃っていない。

・賃上げ後の内容が確認できるものでない。

⇒本支援金においては、賃上げ後の契約内容を確認するため、変更後の内容が確認できる雇用契約書か労働条件通知書のご提出をお願いしております。

（勤務地、所定労働時間、賃金額、手当額などを確認いたします。）

・押印漏れや、日付など未記入の箇所がある。

・雇用契約書について、労働者の署名押印等がない。

⇒記入漏れ等がないよう、提出前に御確認ください。

3. 賃金台帳

①賃金台帳が3点揃っていない

→賃金台帳は以下の3点が必要です。申請月分の漏れが多いためご注意ください。

- (1) 3月分（R7.3.31勤務分を含むもの）
- (2) 11月分（R7.11.16勤務分を含むもの）
- (3) 申請月分（申請時点で提出可能な直近のもの）

②必須項目の記載漏れ

労働日数、労働時間、基本給、手当など、審査に必要な項目の記載がない（又は空白になっている）。

4. その他

①口座情報の相違・不備

→登録された口座名義のカナが、実際の通帳記載等と相違している。

⇒必ず通帳に記載のカナ部分をご確認いただき、入力をお願いします。

②履歴事項全部証明書の添付がない、あるいは複数枚あるうちの一部しかなく情報が確認できない。